

第4章 介護保険制度の具体的な取り組み

Ⅳ 保険料基準額

4－1 第8期の介護保険料算定にあたって考慮すべき事項

- ①高齢化率及び認定者数の増加
- ②介護報酬基準の見直し
- ③施設整備への対応
- ④市介護給付費準備基金の活用
- ⑤保険料段階の見直し

4-2 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくことになります。

本市における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は、以下のとおりに設定しました。

図表 所得段階別の状況

(単位：人)

	第8期				令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
第1号被保険者数	58,012	19,001	19,344	19,667	20,328	22,121	24,567	27,628
前期(65～74歳)	25,996	8,979	8,685	8,332	7,989	9,133	11,296	13,475
後期(75歳～)	32,016	10,022	10,659	11,335	12,339	12,988	13,271	14,153
後期(75歳～84歳)	22,529	7,112	7,501	7,916	8,415	8,041	7,287	8,095
後期(85歳～)	9,487	2,910	3,158	3,419	3,924	4,947	5,984	6,058
所得段階別加入割合								
第1段階		11.1%			11.1%			
第2段階		5.6%			5.6%			
第3段階		5.6%			5.4%			
第4段階		15.1%			15.3%			
第5段階		13.9%			13.6%			
第6段階		12.8%			12.5%			
第7段階		17.5%			17.2%			
第8段階		8.7%			9.1%			
第9段階		2.9%			3.0%			
第10段階		3.5%			3.7%			
第11段階		1.1%			1.2%			
第12段階		0.9%			1.0%			
第13段階		1.2%			1.3%			
合計		100.0%			100.0%			
所得段階別被保険者数								
第1段階	6,440	2,110	2,148	2,182	2,255	2,454	2,726	3,065
第2段階	3,262	1,069	1,088	1,105	1,142	1,243	1,380	1,552
第3段階	3,215	1,070	1,090	1,055	1,091	1,187	1,318	1,483
第4段階	8,791	2,867	2,918	3,006	3,107	3,381	3,755	4,223
第5段階	8,026	2,647	2,694	2,685	2,776	3,020	3,353	3,768
第6段階	7,379	2,433	2,477	2,469	2,552	2,777	3,084	3,468
第7段階	10,100	3,330	3,390	3,380	3,493	3,801	4,222	4,748
第8段階	5,112	1,645	1,675	1,792	1,852	2,016	2,239	2,518
第9段階	1,689	543	554	592	612	666	740	833
第10段階	2,064	664	676	724	748	814	904	1,017
第11段階	664	214	218	232	240	262	290	327
第12段階	552	178	181	193	200	217	242	272
第13段階	718	231	235	252	260	283	314	354
合計	58,012	19,001	19,344	19,667	20,328	22,121	24,567	27,628
所得段階別加入割合補正後被保険者数(弾力化後)	63,502	20,757	21,132	21,613	21,548	23,449	26,042	29,290

4-3 第1号被保険者保険料基準額(月額)の見込み

第8期における第1号被保険者保険料の基準額(月額)は、介護報酬の改定が予定されていますが、現時点では第7期と同程度の約5,400円と算定しました。また、2040年(令和22年)時点での保険料基準額について、以下のように見込んでいます。

図表 第1号被保険者保険料基準額

(単位:円)

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額(月額)	約5,400	約6,300	約7,100	約7,800	約8,300

4-4 所得段階別の第1号被保険者保険料

第8期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の13段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

図表 所得段階別の保険料率の設定（第8期）

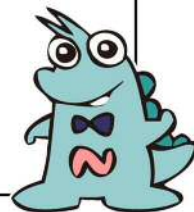
			基準額に対する割合
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.25
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.40
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70
第4段階	市民税が課税されている世帯員がいるが 本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90
第5段階 【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.13
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満	1.27
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満	1.55
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上で400万円未満	1.70
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上で700万円未満	1.80
第11段階		前年の合計所得金額が700万円以上で1,000万円未満	2.10
第12段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上で1,500万円未満	2.30
第13段階		前年の合計所得金額が1,500万円以上	2.50

第8期にっしん高齢者ゆめプラン策定スケジュール

	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月
■ 1. 各種基礎データ作成と計画の立案												
①現状把握	第7期計画の進捗状況等 現状把握											
②介護保険の推計・見込(サービス見込み量等)			給付実績分析・各種フレーム推計	国基本指針(案)の提示	サービス見込み量等の初期値の試算		シミュレーション作業					
③施策事業の整理・分析	現状の施策事業の整理・課題の抽出							施策検討				
④計画書の立案				骨子	素案1			素案2		1/4～2/3 パブリックコメント実施		計画書完成
■ 2. 高齢者福祉・介護保険事業計画運営協議会の開催												
運営協議会 (4回を予定)					8/28 課題・骨子提案		10/26 計画案		12/21 計画案		2/8 計画の確認	
地域包括ケア検討 会議 (3回を予定)					8/26 課題・骨子提案				12/24 計画案		2/9 計画の確認	



第8期にっしん高齢者ゆめプラン案 のパブリックコメントの 募集について



第8期にっしん高齢者ゆめプランの策定にあたり、計画書案に対する意見等を募集します。



募集期間 令和3年1月4日(月)～令和3年2月3日(水)

閲覧場所 日進市役所1階地域福祉課、1階情報公開窓口、図書館、各福祉会館、市ホームページ、中央福祉センター、障害者福祉センター

対 象 市内在住、在学、在勤の人、または市内に事業所を有する法人、もしくは市内で活動を行う人

提出方法 意見等提出書又は任意様式に住所・氏名・計画書案に対する意見等を記入の上、募集期間内に市役所地域福祉課福祉政策係へ提出してください。(郵送、ファクス、Eメール可)

持参：日進市役所1階地域福祉課窓口

(午前8時30分～午後5時15分、土日祝除く)

郵送：〒470-0192(住所不要)日進市役所地域福祉課福祉政策

係

ファックス：0561-72-4554

Eメール：chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp

備 考

- 提出された意見等は公表することがあります。また、意見等に対する個別の回答は行いません。
- 電話、口頭での意見等の提出はご遠慮ください。(ただし、特別な配慮を要するときはお申し出ください。)

<問い合わせ先> 地域福祉課福祉政策係 電話：0561-73-1643

FAX：0561-72-4554